

役員報酬金額決定時に注意すべき所得制限額等

収入・所得金額によって、補助金の減額、負担金の増加になる場合がありますので参考にしてください。
(平成 27 年度より導入される高校授業料無償化の所得制限が 900 万円になるかは現在未定)

給与収入等へ換算	所得制限額等	制度名	制度内容等
833.3 万円～ 1042.1 万円 (扶養人数による)	622 万円～ 812 万円 (扶養人数による)	児童手当 (岡山市) http://www.city.okayama.jp/ho/fuku/kodomo/kodomo_00108.html	受給者(生計中心者)の所得が所得制限基準額未満の方は、 <u>児童手当が支給</u> されます。 また、所得制限基準額以上の方は、当分の間、特例給付が支給され ます。
(70 歳未満の場合 :上位所得者) 標準報酬月額 53 万円		高額療養費 http://www.kyoohai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3170/sh31709-1945-268	上位所得者(70 歳未満)や現役並み所得者(70～74 歳)となると、 <u>医療費の自己負担限度額が高</u> くなります。
520 万円未満 (夫婦合計・年) 383 万円未満 (単独・年)		医療費 一割負担 http://www.kyoohai-honpo.or.jp/c3/cal320/sh3180/sh3183-1973-6414	70～74 歳の被保険者の方について、現役並み所得者と判定される場合は <u>医療費の自己負担が 3 割</u> になります。
基本月額(厚生年金)+月額(給与) =28 万円以下		在職老齢年金 (60～64 歳) http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5284	基本月額(加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額)と総報酬月額相当額((その月の標準報酬月額※)+(その月以前 1 年間の標準賞与額※の合計)÷12)の合計が <u>28 万円を超える場合</u> 、老齢厚生年金の支給は <u>一部または全額停止</u> になります
基本月額(厚生年金)+月額(給与) =46 万円以下		在職老齢年金 (65 歳以後) http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5289	基本月額(加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額)と総報酬月額相当額((その月の標準報酬月額※)+(その月以前 1 年間の標準賞与額※の合計)÷12)の合計が <u>46 万円を超える場合</u> 、老齢厚生年金の支給は <u>一部または全額停止</u> になります。
	所得税額 41.3 万円 未満は 15 段階で区 分される	保育料 (岡山市) http://www.city.okayama.jp/ho/fuku/hoiku/hoiku_00014.html	前年度の所得により保険料が決定されます。
約 425 万円～ 約 597 万円 (扶養人数による)	約 286 万円～ 約 425 万円 (扶養人数による)	私立幼稚園就園 奨励費補助金 (岡山市) http://www.city.okayama.jp/content/000156652.pdf	岡山市が、市内に居住する幼児を私立幼稚園へ通園させている保護者に、各私立幼稚園を通じて就園奨励(保育料・入園料の減免に対する助成)を行っています。 所得金額により助成金が決定されます。
500 万円未満 (世帯合計・年)		私立高等学校納 付金減免補助金 (岡山県) http://www.pref.okayama.jp/page/detail-81814.html	高等学校等就学支援金を受給してもなお、経済的理由により修学に困難をきたす生徒について、その負担の軽減を図るため、授業料も含めた納付金の減免を行う学校法人に補助します。支給基準は、 <u>年収 250 万円未満程度の世帯については年額 81,600 円以内、年収 250～350 万円未満程度の世帯については年額 48,000 円以内、年収 350～500 万円未満の世帯については年額 24,000 円以内を助成すること</u> としています。
生計を維持されて いた遺族の 収入額 850 万円未満 (年)	生計を維持されて いた遺族の 所得額 655.5 万円未満 (年)	遺族厚生年金 中高齢加算 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5114 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-5111	被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されていた遺族に対して発生します。「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって <u>年収 850 万円以上にならないと認められること</u> 、という 2 つの要件を満たす遺族をいいます。
生計を維持されて いた対象者の 収入額 850 万円未満 (年)	生計を維持されて いた対象者の 所得額 655.5 万円未満 (年)	加給年金 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/06/sa11_jsp?16-3224	厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方または中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方が、定額部分支給開始年齢に達した時点で、その方に生計を維持されている一定の要件を満たす対象者がいる場合に支給されます。